

# 多文化共生社会における在日チャイニーズの 文化的権利とエスニック・メディアの役割

李 萌

はじめに

1. 多文化共生社会におけるエスニック・マイノリティの文化的権利とエスニック・メディア
  - (1) 日本における「多文化共生」という理念の形成とその課題
  - (2) エスニック・マイノリティの文化的権利の保障とエスニック・メディア
  - (3) エスニック・メディアに関する先行研究の整理と本研究の位置づけ
2. 事例選択と分析方法
  - (1) 在日チャイニーズの文化的権利に関わる社会問題
  - (2) 事例の選択——『関西華文時報』への注目
  - (3) 研究方法
3. 在日チャイニーズの文化的権利の主張とエスニック・メディアの役割
  - (1) 『関西華文時報』の記事分析
  - (2) エスニック・メディアの機能と在日チャイニーズの文化的権利の主張——『関西華文時報』を事例として

おわりに

はじめに

グローバル化と労働市場の再編により国境を越えるヒトの移動が活発化している現在、国家や社会のメンバーシップのあり方が問い直されている。また、少子高齢化が進む日本社会では、労働力不足を在日外国人労働者が補う状況が生じている。在日外国人の日本社会への定住に伴い、日本社会のメンバーシップや社会的構造はますます多様化してきた。このように増加する在日外国人を日本社会でどのように受け入れ対応するのか、社会的課題となっている。

日本政府は、現在まで移民政策を一貫して認めていない。他方、「多文化共生<sup>1)</sup>」という言葉を創出し、多文化共生政策の推進によって在日外国人をはじめとする日本社会の少数派であるエスニック・マイノリティと共に生きるという理念を国民のあいだに浸透させつつある。しかし、日本ではエスニック・マイノリティとの言語・宗教・文化・習慣等の違いに起因する文化的摩擦が生じ、外国人嫌悪の状況が顕在化し、特定の国籍の在日外国人

を排斥する趣旨の言動が公然と行われている<sup>2)</sup>。つまり、日本社会は多文化共生を目指す一方で、在日外国人などのマイノリティの日本社会への定着の障害となる課題がまだ残っているといえる。

これに対して学界では、後述のように多文化共生政策はいまなお不完全だと考えられており、既存のエスニック・マイノリティの市民的・社会的・政治的権利に関わる政策を補完するためのマイノリティの文化的市民権が注目され始めている。そして、近年、エスニック・マイノリティの生活支援・交流のかけ橋などの役割を担っているエスニック・メディア<sup>3)</sup>が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとする多文化共生社会の一翼を担うことも期待されている。

本稿は、エスニック・マイノリティの生活支援に役割を果たしてきたエスニック・メディアがいかに自身の社会的機能によってマイノリティの文化的権利を主張し、その実現の足がかりとなりうるかということ論を論じることを目的としている。在日チャイニーズ<sup>4)</sup>の例を通して、多文化共生社会の構築を目指してマイノリティの文化的権利実現の実態に関する実証研究を行う。

## 1. 多文化共生社会におけるエスニック・マイノリティの文化的権利とエスニック・メディア

### (1) 日本における「多文化共生」という理念の形成とその課題

1970年代から、在日コリアン二世は、日本社会への定着化を前提としつつ生存権・生活権の確立を目指すとともに、民族性を保持するために民族運動を展開し始めた。その後1980年代に、在日コリアンによる「指紋押捺拒否運動」及び「民族教育」や「市政参加」を求め一連の動きによって、「異質なものを互いに尊重し、認めあうことの上に成り立つことをめざす、民族として自立した関係を求め」、「共に生きる」地域社会を構築する理念が運動の原則になった（金侖貞2011：62-72；中野1999：145-146）。また1980年代以降、企業での技術研修をはじめとする外国人労働者、帰国者、国際結婚移住者など、多様な文化的ルーツを持つ人々の増加で、日本の主流社会は「多文化」「多民族」との共生を意識するようになる（田村・北村・高柳2007：13）。特に、1989年の出入国管理及び難民認定法（以降、入管法）改正（翌年6月施行）で南米の日系移民三世までを対象として、就労可能な新たな在留資格「定住者」が創設されたことをきっかけにして新来外国人（ニューカマー）ブームが生じた。これにより、日本社会には「多文化社会」の状況が早晚到来するだろうという認識が出てきた（米倉2009：56）。

「多文化共生」というキーワードが初めて登場したのは、1993年1月、神奈川県で開催された「開発教育国際フォーラム」の川崎市桜本地区分科会を紹介した新聞記事だったとされる。また、同年、神奈川県川崎市の「おおひん地区街づくり協議会」が、緑化、環境整備と「多文化共生」の地域づくりが必要であることを提案し、明文化された（山脇2009：11）。さらに1995年1月の阪神・淡路大震災で被災した外国人への支援活動をきっかけに「多文化共生センター」が発足した。その設立趣旨は、「国籍、文化、言語などの違いを越え、互いを尊重する『多文化共生』の理念に基づき、在日外国人と日本人の双方へ向けて『多文化共生』のための事業を創造し、実践すること」であり、これが初めて多文化共生を具体的に定義した文言であるとされる（田村・北村・高柳2007：13）。

このように「多文化共生」は在日外国人の増加に呼応して、外国人が生活を営む地域社会の中から生まれてきた言葉であるといえる。こうした流れを受けて、日本政府内では、2005年6月から総務省が「多文化共生の推進に関する研究会」を設置し、地方自治体が地域社会における多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組について初めて総合的・体系的に検討しはじめた。同研究会の報告書「地域における多文化共生の推進に向けて」（2006年3月）は、地方自治体や地域社会で必要とされる多文化共生施策の具体的取組について提言を行った。そうした文脈でなされている在日外国人向けの支援策としては、言語習得支援（日本語教室）、地域の交流活動（市役所などの地方自治体主催）、役所の相談窓口などがある<sup>5)</sup>。

国際的なヒトの移動<sup>6)</sup>の活発化により、国家や社会の社会構成員の概念や理念の再考が迫られている。こうした状況は移民受け入れ国<sup>7)</sup>にとって共通の問題となっているが、20世紀の半ばから多文化主義政策を追求しはじめた欧米諸国と異なり、現状は、「外国人住民施策、外国人との共生の意味で枕詞として多文化という言葉が使われ、多文化主義的な意味合いが抜け落ちる用語法も日本では珍しくない」（近藤2009：23-24）。つまり、日本で行政を中心に一般に流布している「多文化共生」という言葉は、在日外国人を対象とした社会統合政策という意味合いが強いことを示している。また、過去数十年間にわたり多文化主義政策を実践している欧米諸国と比べれば初歩的な段階に過ぎず、体系的に系統立てられた施策として定着には至っていない。このように未成熟な在日外国人支援策の実施によって、地域住民と在日外国人を含むエスニック・マイノリティは、双方が相手に関して十分な情報や知識を欠いている可能性が非常に高い。日本の現状では、自治体が単独で実施する多文化共生政策が前提とされており、国の法改正が必要な問題への取り組みが後回しにされている。今後、日本政府による多文化共生政策の展開に必要な理念と推進体制・法理整備が要請されている<sup>8)</sup>。

## （2）エスニック・マイノリティの文化的権利の保障とエスニック・メディア

在日外国人の持続的増加に伴い発生する在日外国人に関する人権問題に対して、日本の学界は従前から在日外国人の権利保障を「多文化共生」をめぐる課題のひとつとして討議している。たとえば、2011年1月、日本学術会議編『学術の動向』は、「グローバル化するメディア社会と文化的市民権<sup>9)</sup>」という特集を組み、その中で塩原良和は、「マイノリティの社会的市民権の保障は、文化的市民権の承認と切り離して考えることができない。文化的な権利をはく奪された状態にある人々は、社会的な意味でも不平等な状態に置かれる可能性が高い」と指摘している（塩原2011：77）。また、同特集で吉見俊哉は、在日外国人の権利保護に関する議論のなかで、日本社会で多文化共生を実質的に実現するには、「政治的市民権や言論・思想・信条の自由、社会的な安全や福祉の保証だけではなく、知識や情報、メディアに対するアクセス権や社会的マイノリティの宗教や価値の尊重など、異質性を前提にした文化的権利のあり方が問われてきている」と指摘している（吉見2011：1）。

ここで言及された「文化的権利」は、社会構成員のアイデンティティの多様化に伴い不利な立場に置かれているマイノリティに対する文化的排除・強制的同化に焦点を当てている。均質な国民国家という幻想が崩れた今日における「市民権」は、単に法的な資格や権

利としてだけでなく、国籍、さらにアイデンティティにかかわる課題として浮かび上がる（伊豫谷2015：6）。つまり、マイノリティが主流社会に参加するとき、マジョリティとの文化的アイデンティティの「差異」を理由に主流社会から排除ないし強制的同化の対象となってしまう可能性が生じる。すなわち、マイノリティは主流社会の言語や文化的習慣に精通しないために社会的に排除され、マイノリティに固有の文化や母言語へのマジョリティ側の無配慮や軽視により同化を強いられ、マイノリティとしてのアイデンティティや尊厳が損なわれることがある。また、それを是正するとき、たとえマイノリティがマジョリティと同じように個人的・政治的・社会的「市民権」を主張しても、文化的尊厳の回復には至らない。塩原や伊豫谷によれば、「多文化化」の進展に伴い、マイノリティに付与された基本的・普遍的権利によって露骨な差別や偏見がなくなりつつあるものの、その背後にある差別的な社会構造は依然として存在している。しかも平等化や「多文化共生」という「意識啓発」が進むに従ってそれは隠蔽されながら強化されている（塩原2012：52-57；伊豫谷2015：8）。そのために、既存の権利を踏まえて、グローバルな課題のなかでマジョリティとは異質な存在であるマイノリティの実態と主張に関わる「文化的市民権」の議論を考慮しなくてはならないのである。

他方で、「文化的権利」は今もなお論争的な概念である。1992年12月に国際連合総会で「民族的または種族的、宗教的及び言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言」（以下、「少数者の権利宣言」）が採択されたものの、国際法上の法的拘束力がなく、履行確保措置も備えていないことから規範性が軽視され、理念的原則に止まるとの指摘がある（元2003：40）。また、「文化的権利」が「個人的」権利なのか、「集団的」権利なのかについても異なる議論がある。多民族・多文化国家におけるマイノリティの権利を論じるとき、民族的マイノリティとエスニック集団を権利主体として取り上げることが多い。一方、マイノリティが直面する文化的要素に関わる不利益は個人レベルでも集団レベルでも発生している。そのために、「文化的権利」を追求し行使する主体としては、個人及び集団が想定される。これに関しウィル・キムリッカ（Will Kymlicka）は、「集団的」権利が必ずしも個人の自由と矛盾しないと主張し、さらに個人と共同体の優先性問題をめぐる論争の不毛さと非本質性を指摘して、それを回避するために「集団別権利」という概念を提示している（W・キムリッカ1998：66-68）。現実には個人と集団がしばしば連带的に「文化的権利」を主張しようとする可能性が高いであろう。

日本において「文化的権利」に関わる理論はまだ不十分であるが、「文化的権利」については、複数の研究者による有力な定義が存在する。関根政美によれば、文化的権利とは文化・言語を自由に平等に利用する権利である（関根2009）。毛利嘉孝は、文化的市民権とは、誰もがメディアや文化にアクセスし、必要な情報を「知り」、自らの意見を「語る」ことができるという権利だという。とりわけ、エスニック・マイノリティをはじめとする文化的マイノリティにとっては、これは文化的承認をめぐる権利であり、市民的、政治的、社会的な市民権の三要素を補完する重要な要素であると述べる（毛利2011：80）。岩淵功一によれば、文化的権利（文化的シティズンシップ）とは、さまざまな周縁化された声や関心をめぐって、「社会で異なることが認められ、その声が社会のなかで正当に発せられ、そして理解・尊重されているか」という問題を真剣に受け止めて、社会をより包含的なものへと変革していく規範的かつ実践的な取り組みであるとする（岩淵2011：18）。

本稿は、関根、毛利、岩淵による定義を包括し、「文化的権利」とは、日本社会におけるエスニック・マイノリティの知識や情報へのアクセス権、また自らが属するエスニック・グループの文化の異質性が尊重され、異なる文化を有する人々がホスト社会たる日本で平等に扱われる権利である、と定義する。上述した2011年の日本学術会議編『学術の動向』特集では、塩原良和は日本人とマイノリティの交流を促し、文化的市民権を確保するためには、公共圏ですべての人々がそれぞれの母語・母文化によって状況設定された場で討議を行うことで参加者間の対等性を確保することが肝要となる、と指摘している。すなわち、塩原によれば、エスニック・マイノリティと日本の主流社会との対話の対等性が重要であり、その実現に近づくためにエスニック・メディアが果たしうる役割は大きいといえる（塩原2011：71）。このように、グローバル化の進展に伴い、国境を越えたヒトの移動の活発化を背景として、異なる文化的背景を保持しつつ越境する者がホスト社会での文化的権利を確保するうえで、エスニック・メディアがどのような役割を果たしているのか、考察する必要性が増している。

### (3) エスニック・メディアに関する先行研究の整理と本研究の位置づけ

在日エスニック・メディアの歴史は短くないが、それに関する研究は相対的に少ない。日本におけるエスニック・メディアに関わる研究は、マス・コミュニケーション研究、都市社会学、エスニック・マイノリティ研究、という3つの流れがあり（白水1998：125）、エスニック・メディアを通してエスニック・マイノリティ事情を論じる研究スタイルが主流となっている。例えば、高梨成子は、日本人の外国人に対する意識変化、また来日後の外国人のパーセプション・ギャップと日本社会への不適応による社会的逸脱行動に注目し、外国人と地域社会のつながりと異文化コミュニケーションの活発化をめぐる課題を指摘した（高梨1996）。町村敬志は、グローバリゼーションの趨勢を背景にした都市の社会統合と移民の関係を論じ、「移民メディア」、「マイノリティ・メディア」、「越境的メディア」という3類型を設定して、日本における広義のエスニック・メディアを論じた（町村1994）。藤田結子は、アメリカの多文化社会における共通アイデンティティの形成を検討した上で、多文化主義の影響、人種のカテゴリー、フェミニズムの複合的な分析視点から、日米の比較分析を行った（藤田2004）。

エスニック・メディア論として比較的まとまったものは、白水繁彦の一連の研究である。白水は、新聞・雑誌を中心とするさまざまなエスニック・メディアの調査を行ってきた（白水2004：19）。そして、白水は、エスニック・メディアが社会の中で果たす機能（社会的機能）を集団内的機能、集団間的機能、社会安定機能の3つに整理して論じ、それぞれの機能を次のように分類する。

まず、集団内的機能には4つの側面があり、①当該社会（日本）への適応促進機関（「医衣職食住（衣食住および医療、雇用）」に関する情報を提供する）、②娯乐的・「昇華」的機能（「昇華」とは、憂さ晴らし、趣味・文芸投稿、読者投書による同胞の共感を指す）、③賞罰機能（善良な行いや業績を賞賛・奨励する一方で犯罪など反社会的な行為を戒める）、④世論唱導・啓発機能（集団内の無自覚層に対して、エスニック・アイデンティティの覚醒を促し、マジョリティの側からの差別的行為や抑圧に対する警鐘を鳴らす）である（白水1996：19-23；白水2004：88）。また、集団間的機能には、①自グループと当該社会のマ

ジョリティをつなぐ機能、②自グループと当該社会の様々なグループをつなぐ機能、③代弁機能（個人や自グループの主張の理解を促す）がある（白水1996：23-28；白水2004：88）。さらに社会安定機能は、当該社会の公的な情報を与え、エスニック・マイノリティが、情報不足が原因で混乱に陥るのを防ぐ機能や、当該社会のマジョリティに対してマイノリティの考えや行動の背景を明らかにして、双方の対立・抗争の起こる危険性を減少させる機能を指す（白水1996：27-28；白水2004：87-88）。

このようにエスニック・メディアは、エスニック・マイノリティの海外生活の不適応を調整したり、移住先の主流社会への適応を促進したりする役割を果たしており、日本社会の多文化化を進めるマルチカルチュラル・メディアの色合いが強く、外国人と地域社会の「架け橋」や「潤滑油」だといえる（白水1996：29）。出身地を遠く離れて、全く異質な言語的・文化的環境の中で暮らすマイノリティにとって、文化的ショックを和らげるための何らかの緩衝材として、エスニック・メディアにはしばしば非常に大きな役割が与えられることになった。

先述の在日エスニック・メディアに関する研究は、グローバリゼーションと多文化社会化をめぐる社会的議論や理論動向を踏まえ、エスニック・メディアの生産、表象及び機能を多く論じた。一方、先行研究は、多文化社会における在日外国人の文化的権利を保障するとき、エスニック・メディアが果たす役割を十分には検討していない。さらには、在日エスニック・メディアに関する研究は、エスニック・メディアの記事内容を詳細に取り上げて分析したものは必ずしも多くはなく、実証性に乏しい傾向がみられる。以上の課題を踏まえて、本稿は、白水のエスニック・メディアの社会的機能論を土台にして、マイノリティの文化的権利の保障に対するエスニック・メディアの役割に関して実証研究を行う。本稿は、在日チャイニーズとチャイニーズメディア<sup>10)</sup>（『関西華文時報』）を実例として、在日チャイニーズの文化的権利に対する要求の実態を明らかにし、その文化的権利の保障に際してエスニック・メディアが具体的にどのような役割を果たすかを分析する。

## 2. 事例選択と分析方法

### (1) 在日チャイニーズの文化的権利に関わる社会問題

前述のように、本稿が扱う「文化的権利」は、日本社会におけるエスニック・マイノリティの知識や情報へのアクセス権、また自らが属するエスニック・グループの文化の異質性が尊重され、異なる文化を有する人々がホスト社会で平等に扱われる権利である。それを実現するためには、公共圏においてマジョリティとマイノリティの対話性（マジョリティに対してマイノリティの権利主張が可能であること）、対等性（マジョリティとマイノリティの社会的な扱いが平等であること）、非排除性（マジョリティがマイノリティの存在を無視しないこと）と承認（多文化社会の基盤である文化的多様性を尊重すること）が条件となる。

とくに、エスニック・マイノリティの文化的権利実現のために鍵となるのは、言語である。日本では、エスニック・マイノリティと言語に関わる誤解や争いが頻繁に発生している。例えば、1999年の浜松入店拒否事件<sup>11)</sup>、2006年の大阪黒人人権事件<sup>12)</sup>、また2013年の広島江田島中国人研修生殺人事件<sup>13)</sup> などである。こういった争いは、社会の主流をなすマジョリティとエスニック・マイノリティとの間で意思疎通が図れないこと、またそのよう

に思いこむことが両者間の軋轢を生んでいることをきっかけとしており、意思疎通の中核となる言語に着目する必要性が浮かび上がる。また、これらの事件において被害者・加害者となっているのは、ほぼ日本語能力の低い（日本人からみて）「外国人」である。言語による意思疎通が困難であるがゆえに日本社会への適応が困難となり、さらには日本社会への期待と希望の喪失、日本での社会的地位への不満や葛藤、自尊感情の低下などが生じているとみられる。

1980年代以降、日本に滞在するチャイニーズの数が顕著に増加しており、2007年末以降の統計では、在日チャイニーズはそれまで最大であった韓国・朝鮮系を追い越し、日本最大のエスニック・グループになった<sup>14)</sup>。同時に、在日エスニック・メディアにおけるチャイニーズメディアの存在感は高まっており、それに関わる研究も増えている<sup>15)</sup>。本稿は、上述の言語問題に着目して、文化的権利の擁護が喫緊の課題となっているチャイニーズ・グループとして、中国人研修生・技能実習生、チャイニーズ・ニューカマー<sup>16)</sup>の子ども、中国帰国者（中国残留邦人）を取り上げ、彼らの文化的権利に関する要求を析出したうえで、彼らの文化的権利が日本社会で主張される過程でチャイニーズメディアがどのような態度や関心を持ち、どのような役割を果たすかを考察する<sup>17)</sup>。

#### 1) 中国人研修生・技能実習生<sup>18)</sup>

1991年10月に、開発途上国の青壮年等への技能移転を通じた国際貢献を目的に、法務・外務・通産・労働の四省（省名は当時）共管の財団法人国際研修協力機構（JITCO）が発足し、「外国人技能実習」制度の創設が提唱された。次いで、1993年、法務省は「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」を公布した。これは、「研修」の在留資格で入国・在留する外国人（研修生）が、来日2年目には在留資格を「特定活動」に資格変更することによって、正式に就労が認められ、日本の労働関係法令の適用対象となるという制度である（田中2013：241-242）。この制度発足後、来日する外国人労働者の急増に比例するように、1年目の「研修」において彼らの研修手当支払いしないし人権に関わる損害事件が多発するようになった。例えば、パスポート取上げ、研修生の時間外労働、権利主張に対する強制帰国、暴力的扱いなどである。つまり、制度上は研修生を日本の労働現場、職場、工場などに受け入れたが、実際には研修生に対する心理的排除が発生している。結局のところ、研修・実習を通じて日本の先進技術や技能を途上国に移転するという国際貢献という制度の趣旨と、日本の労働力の不足を補うために外国人労働者を受け入れる技能実習制度の実態が乖離していることが露わとなった。さらに、日本側の受入れ機関（企業・管理団体）と中国側の送出し機関（斡旋会社など）が、日本の外国人研修・技能実習制度の下で、研修生・技能実習生の人権を侵害し搾取するという構造を作り上げており、「国際的な組織的犯罪行為」に相当するという指摘もある（中島2010：156）。こうした背景のもとに、来日する外国人労働者の労働環境を整備し、「研修生」の合法的権利を保護するために、2009年7月の入管法改正（2010年7月施行）によって、入国後2カ月目から日本の労働関係法令が適用される在留資格として「技能実習（1号イ、1号ロ、2号イ、2号ロ）」が設けられ、従来問題の多かった「研修・技能実習」に代替されることとなった（田中2013：244）。本稿は2009年の入管法改正以前の制度のもとでの研修生・技能実習生を取り上げ、当時研修生・技能実習生の人権侵害事件における文化的権利の要素を析出し、エス

ニック・メディアの社会的機能との関係を明らかにする。

## 2) 中国語圏文化・言語教育を受けるチャイニーズ・ニューカマーの子ども

1980年代のチャイニーズ・ニューカマー来日人数の増加に伴い、その子どもの教育問題が顕在化した<sup>19)</sup>。親とともに来日した子どもは、教育を受ける主体として日本社会に包摂される対象であるものの<sup>20)</sup>、日本語運用能力不足によって日本の同齡者と付き合えず、学校生活に適応できない状況に陥ることが多い。さらには、学習への抵抗心が生まれて、不登校になる恐れもある。他方、日本語能力を習得している子どもにとっては、日本語による勉強に没頭して、日本の公立学校や私立学校に就学することは、ある意味では母語を捨ててしまうともいえる。家庭でも母語を使わずに意思疎通する場合もあり、文化的ルーツやエスニシティを放棄してしまうことにつながる。言語問題に関して、子どものアイデンティティの形成に極めて大きい影響があるのは、多くの親が子の教育上、懸念するところである。

2006年以降、日本政府は地域における「多文化共生」のスローガンを呼びかけているが、在日外国人に対する施策は実際のところ外国人を「助け、（日本社会に）適応させるべき存在」と見る視点が強く、双方向的、相互的な文化尊重とその保障という視点からすれば、限られた施策にとどまっている（宮島2014：23）。「多文化」を語るなら当然に視野に入るべき、外国人の母語や母文化尊重とそれを援ける施策が軽視されており、「多文化共生」施策が十分に定着したとは言えない日本では、チャイニーズ・ニューカマーの子どもの母文化の維持と継承が一層難しい状況となっている。中国語、中国語圏文化<sup>21)</sup>の習得など、エスニシティを育成する文化・言語教育を進めるのは、チャイニーズ・ニューカマーの子どものアイデンティティの形成、また中国語圏文化の特質を維持する有効な手段である。

## 3) 中国帰国者（中国残留邦人）

第二次世界大戦末期、中国東北部の関東軍撤退の混乱のなかで日本に帰国できず、やむを得ず中国大陸に残留した日本人は中国残留邦人と呼ばれる。1972年の日中国交回復後、中国残留邦人が大量帰国し、帰国者と呼ばれるようになった。彼らの多くは幼少より中国で育ち、壮年を過ぎてから日本に帰国したために、日本語が不自由なうえに生活習慣の違いによって適応上の困難や、さらには地域社会での孤立化に直面している<sup>22)</sup>。また、血筋から言えば日本人であるが、中国人の養父母に育てられてきた帰国者たちは、日本人には中国人と見なされてしまう。結局、日本で生活する中でかえって疎外感が生まれてしまう例が報告されている<sup>23)</sup>。帰国後の日本での生活で辛酸を嘗めた結果、中国帰国者は原告団をつくり、2001年12月に「中国残留邦人国家賠償請求訴訟」を起こした。彼らは、日本政府の戦争行為と棄民政策が彼らの母語（日本語）使用権を損じた<sup>24)</sup>ので、帰国後の労働権と選挙権が言語問題によって侵害されたと主張し、帰国者団体に対する国の賠償を請求している。そして、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）に拉致された被害者は国から手厚い保護及び支援を受けている一方で、国に捨てられた中国帰国者を冷遇することは差別であると主張している。

## (2) 事例の選択——『関西華文時報』への注目

2000年代に入ってからチャイニーズメディアに関わる研究が増えている。しかし、従来の在日エスニック・メディアに関する研究は、主に首都圏発行の新聞紙を分析対象としているものが中心となっている<sup>25)</sup>。本稿は、既存研究の首都圏チャイニーズメディア偏重に対して、19世紀末以来歴史的に華僑華人となじみ深い関西圏に着目し、「中国人の生の声を伝え、本音の日中友好を目指したい」という趣旨を徹底的に貫いているチャイニーズメディアである『関西華文時報』の記事を分析対象として取り上げ、在日チャイニーズの文化的権利実現の実態に関する実証研究を行う。

『関西華文時報』は2002年8月に創刊され、合計373号（2018年9月15日時点）が発刊されている。当初は月1回（毎月1日）発行であったが、2003年11月から月2回（毎月1日・15日）発行になった。主な読者として想定されているのは中国語を主要言語として用いる人々である。記事の8割は中国語、残り2割は日本語で書かれている。専属記者による取材記事だけでなく、『関西華文時報』には読者自らの投稿による記事も多く掲載されている。中国国内政治・国際的な時事問題報道を重んじる他の大手チャイニーズメディアと比べ、関西圏に在住するチャイニーズの地域生活に密着したエスニック新聞紙といえる。

本稿は在日チャイニーズが日本の最大のエスニック・グループになる直前の時期を選んで、2002年－2007年（合計115号）の『関西華文時報』に掲載された記事を研究対象として、在日チャイニーズの文化的権利の主張を分析する。すなわち中国が世界第2位の経済大国に躍り出る以前の時期に注目し、また、在日チャイニーズの人数が急増する成長期において、日本社会でいかに自らの文化的権利を主張してきたかを検討する。この間、2004年には小泉純一郎首相による靖国神社参拝や、尖閣諸島及び東シナ海海域をめぐる紛争のために日中関係は「政冷経熱」といわれた。他方、内閣府の「外交に関する世論調査」における中国に対する親近感の推移をみると、2002年から2007年にかけて日本国内の対中感情は徐々に後退してはいるが、2010年代と比較すると極度の悪化とはいえない<sup>26)</sup>。当時、在日チャイニーズは相対的に安定した日中関係の中で日本社会で生活できたといえる。もちろん、日中関係という国家間・政府間関係が在日チャイニーズの日本社会での日常生活に相当程度の直接的な影響を与えることは推測できる。しかし、本稿は、日中間の国家間・政府間関係が在日チャイニーズの日本での暮らしに及ぼす直接的な影響に重点を置くのではなく、言語問題に焦点を絞り、彼らの文化的権利の主張とその実態を検証することを中心に据えて考察する。

## (3) 研究方法

本稿は、実証的なエスニック・メディア研究を目指し、白水が提示したエスニック・メディアの社会的機能を検証することに重点を置いた。研究方法としては、2002年8月から2007年12月に『関西華文時報』に掲載された実際の記事（180件）を国立国会図書館関西館所蔵資料から閲覧・入手し、記事の中で扱われている在日チャイニーズの文化的権利に関わる態度や関心を析出した。そして、エスニック・メディアの諸機能を分析枠組みとして設定し、いかにエスニック・グループの文化的権利の実現や実現に向けた取り組みが扱われているかを論じる。こうした新聞記事分析に加えて、『関西華文時報』の発行人である黒瀬道子氏に対する半構造化インタビューを補足的に活用し、発行人の新聞紙発行に関

する経験や考え方を通して『関西華文時報』と地域社会との関係性やエスニック・メディアと文化的権利の関連性をメディア発信側の視点から把握することを試みる。したがって本稿は、エスニック・メディアの具体的な記事記述の分析と新聞の発行人に対するインタビュー調査に基づき、在日チャイニーズの社会生活と権利主張を重層的に把握することにつとめるところに研究手法上の特徴がある（鈴木・島崎2006：116-119、125-126；藤田2004：125-126）。

### 3. 在日チャイニーズの文化的権利の主張とエスニック・メディアの役割

2002年から2007年にかけて、中国人研修生・技能実習生やチャイニーズ・ニューカマーの子ども及び中国人帰国者（中国残留邦人）の話題は、『関西華文時報』のトップページや専属コラムに掲載された頻度が高く、持続的に報道されている。これら3つのグループは文化的権利の主張がほかのチャイニーズ・グループより一層切迫しており、日本社会の注目するところとなったということがわかる。

#### （1）『関西華文時報』の記事分析

##### 1）中国人研修生・技能実習生

2002年から2007年の『関西華文時報』に掲載された記事を分析すると、研修生・技能実習生は日本に在留する合法的身分を有していても、実際には十分な人権保護対象とはならない状況に陥っていることがわかる。例えば、賃金の不払いや賃金の一部の不当な天引き、強制的な残業、残業代の未払い、パスポートを無断で取り上げられる、暴言を受ける状況などである<sup>27)</sup>。研修中の不利益を回避するために、研修生は日本語の支援を受ける権利と日本の労働関連法令を理解する権利がある。しかし現実には、研修生が権利主張するには極めて不利な条件を抱えており、自身の権利が侵害されてもなかなか抗弁できず、忍従するしかない。こうした労働法令違反や人権侵害の背後に隠された問題は、関西地方の中国人研修生・技能実習生が一般的に日本語の言語能力が低く、言語による意思疎通が困難であることがあげられる。つまり、研修生・技能実習生は、文化的権利を剥奪されているために、社会的権利ないし人権が損害される<sup>28)</sup> ケースの一つの例といえる。

研修生・技能実習生の権利主張意識の向上や法律知識の習得などといった権利回復のために、『関西華文時報』は、研修生・技能実習生が受講できる講座の紹介や労働関係法令の掲載によって、日本の主流社会に直接につながっていない研修生・技能実習生の情報へのアクセス権を確保してきた。例えば、『関西華文時報』は研修生・技能実習生制度に関わる法律についてのコラム（「早崎妈妈」など）を設け、研修生・技能実習生に適用される労働関連法令の内容を母語（中国語）で掲載し、日本語運用能力に乏しい研修生・技能実習生に日本の法律知識や関連情報を広める役割を果たしている<sup>29)</sup>。

また、『関西華文時報』は研修生・技能実習生を権利侵害から救済する役割も担っている。例えば、『関西華文時報』はメディアとして保持する情報網を活用し、人権侵害を受けた被害者保護や人権擁護で名高いNPO<sup>30)</sup>の無料法律支援や弁護士を紹介することにより、日本での法律的な専門知識を備えた人脈を持たない研修生・技能実習生が対等な関係で受入機関や送出機関と交渉できるようになった<sup>31)</sup>。加えて、『関西華文時報』本社も無料法律相談や有料の法律支援、通訳・翻訳サービスを提供しており、人権侵害の被害者を支援す

るための募金を在日チャイニーズの同胞に呼びかける活動も行っている<sup>32)</sup>。この間、『関西華文時報』は、研修生・技能実習生に対する権利侵害や法令違反事件に関わる記事を複数回掲載し、在日チャイニーズメディアとして先陣を切り、中国国内<sup>33)</sup>と日本の主流メディアの注意を喚起した<sup>34)</sup>。さらに、2002年から2007年にかけて、『関西華文時報』は継続的に研修生・技能実習生による投稿を紙面に掲載し、彼ら自身が生の声を発するチャンネルとしても機能してきた<sup>35)</sup>。例えば、投稿に掲載された研修生・技能実習生の訴えには、自身が遭った人権損害問題や労働災害事故の賠償問題、日本での生活の艱難辛苦が切々と綴られ、郷愁の念に駆られる様子を伝えている。

## 2) 中国語圏文化・言語教育を受けるチャイニーズ・ニューカマーの子ども

前述のように、チャイニーズ・ニューカマーの子どもたちは、定住国と母国の言語文化の二者択一を迫られるというジレンマに直面しており、子どものアイデンティティの形成に深くかかわっている。2002年11月、『関西華文時報』は「子どもを助けて——子供の不登校現象（救救孩子—从孩子们不登校想起）」<sup>36)</sup>という見出しを掲げ、言語教育に関わる評論をはじめ掲載した。チャイニーズ・ニューカマーの子どもが日本で言語問題に直面し、なかなか日本の学校生活に馴染めず、母国へ帰りたがるのが明らかになった。その後、中国語圏文化教育に関する記事が数多く掲載された<sup>37)</sup>。これらの記事は、チャイニーズ・ニューカマーの子どもが日本の公立学校や私立学校に通っていると、母語や母国の文化に関する教育を受けられなくなり、母国の親族との感情的・情緒的な紐帯を育むことが難しくなること、またアイデンティティに関わる問題が生じていることを示している。2003年年初、『関西華文時報』は2002年中の重大事件を総括しているが、その中でも文化・言語教育に関わる問題が関西在住のチャイニーズ・ニューカマーの子どもの親が一番案じている問題であると論評した<sup>38)</sup>。

2003年の一年間、『関西華文時報』は文化・言語教育に関する読者の投稿を大量に採用し、チャイニーズ・ニューカマーの子どもが母語を勉強する日常的な風景や子どもの教育に関わる悩みを紹介した<sup>39)</sup>。また、『関西華文時報』は、文化・言語教育の現状に関する編集部の評論<sup>40)</sup>を掲載して、在日チャイニーズの共鳴を引き起こそうとした<sup>41)</sup>。そして、『関西華文時報』は広告欄や記事を通して在日チャイニーズに通学情報を提供し、国際的人材の育成と日中親善を目指すと同時に中国語文化圏アイデンティティの育成を重んじる華文学校を強力に宣伝し続けている<sup>42)</sup>。

2007年に「中華杯」中国語スピーチコンテスト（西日本華文教育者協会、日本関西地区中国漢語教師交流協会主催）の開催が始まると、『関西華文時報』はこの中国語スピーチコンテストを中国語圏文化・言語教育界の代表的なイベントであるとして高く評価し、毎年の優秀賞の発言稿を掲載している。2007年末までに、『関西華文時報』は文化・言語教育に携わる日中両国の人物紹介や、文化・言語教育に関するシンポジウム<sup>43)</sup>について紙幅を割いて報道しており、エスニック・メディアとして中国語圏文化・言語教育に力点を置いていることが明らかになった。

## 3) 中国帰国者（中国残留邦人）

『関西華文時報』は2003年2月1日（通号7号）の紙面で、「困難をたびたび受けた後、

われわれは母国に戻ってきたが、家に帰った感じがちっともしない（历经千难万险我们回到了祖国，可是这里没有回家的感觉）」という記事を掲載した。この記事で取り上げられたのは、第二次世界大戦末期のソ連軍侵攻と関東軍撤退により日本へ帰国できず、中国大陸に残留した日本人（帰国者）であった。

2002年末から始まった中国帰国者を原告とする国家賠償請求訴訟に関して、2003年から『関西華文時報』は中国帰国者に関わる記事を掲載し続けていた。その中で、中国帰国者自らの投稿も数多く掲載された。投稿には、第二次世界大戦末期の混乱により中国残留邦人となったために日本語を習得できず、帰国後も中国帰国者に対する日本政府による日本語習得支援が不十分であるために、日本語習得の権利などの日本国民としての合法的権利を侵害されたとの思いが綴られていた<sup>44)</sup>。また、日本政府が中国帰国者に対する日本語教育支援や就労支援を怠ってきたがために、中国帰国者の生活が安定的に保障されないことが『関西華文時報』の記事の中で紹介されている<sup>45)</sup>。例えば、関西地方の中国帰国者が、日本語がうまく理解できないために労働災害に遭った際に保険適用の申請ができず、また、業務中に上司から暴力をうけることもあった<sup>46)</sup>。さらに、日本語運用能力の低さと法律知識の不備のために、中国帰国者が自身の利益や法的権利を守れないケースも出てきた。2003年3月と2004年11月には、上述のような職場での労働災害や人権損害に関わる支援を求める投稿に対して、『関西華文時報』は法律面のアドバイスを提供した<sup>47)</sup>。

2005年7月6日、大阪地方裁判所は中国帰国者原告団の請求を棄却した<sup>48)</sup>。『関西華文時報』は、2005年7月15日（通号57号）から2006年4月1日（通号74号）にかけて、当時の裁判傍聴記録と評論を継続的に掲載した<sup>49)</sup>。記事の中では、日本政府の不作为と日本の大手メディアの問題回避的な態度に疑問を呈する<sup>50)</sup>と同時に、日本の民間団体とエスニック・メディアの力を高く評価<sup>51)</sup>し、中国帰国者の権利を勝ち取る運動への支援を表明した。2006年12月1日に神戸地方裁判所は国が中国帰国者に対する国の責任を一部認め、政府関係者の行政行為（中国残留邦人の早期帰国を支援する義務に関する職務行為）中に違法性があり、北朝鮮による拉致事件被害者への手厚い保護及び支援に比べて中国帰国者の扱いは差別的であると判断して、4億6860万円を支払うよう国に命じた<sup>52)</sup>。『関西華文時報』は「主題評論」と題するコラムを掲載し、神戸地裁の判決は「はじめて見た希望の光（初見の希望之光）」であると賞賛した<sup>53)</sup>。2007年の年末に改正中国残留邦人支援法が公布されるまで、『関西華文時報』は、訴訟の経過報道に加えて、中国帰国者の現状や国家賠償請求の訴訟内容に関して幾度となく記事を掲載し、在日チャイニーズ社会に中国帰国者問題を広く知らしめた<sup>54)</sup>。

## （2）エスニック・メディアの機能と在日チャイニーズの文化的権利の主張——『関西華文時報』を事例として

2002年－2007年の『関西華文時報』の記事を分析すると、集団間的機能のなかの自グループと当該社会の様々なグループとのつながり形成を除いて、『関西華文時報』はエスニック・メディアとしての全ての社会的機能を備えている。そして、『関西華文時報』の有する社会的機能により分析対象とした在日チャイニーズの3グループの文化的権利は複数の具体的な権利に転換した可能性が示されている。

まず、集団内的機能に関して言えば、エスニック・メディアは、情報の受け手であるエ

スニック・マイノリティの「医衣職食住」に関する情報ニーズを満たすことが基本である。『関西華文時報』は毎号、関西の生活情報（チャイナタウンの通信販売、不動産広告、求人広告、ボランティア活動、講座など）を固定的なレイアウトとして2頁以上にわたって掲載している。母語の記事を掲載することによって日本で生活を営む上で基本となる支援情報を提供するという集団内的機能が働き、日本語能力の低い在日チャイニーズの生活に不可欠な情報へのアクセス権を確保している。そして、研修生・技能実習生などの日本語能力が十分でない在日チャイニーズに日本の関連法規や行政施策を周知することは、居住地の法律を知る権利を保護する上での重要な役割となっており、日本の主流社会が担うべき法律普及の役割を代替的に補完しているともいえる。なお、発行人の黒瀬氏によれば、『関西華文時報』は地域との密着性を強調している<sup>55)</sup>。エスニック・メディアの娯乐的・「昇華的」機能の具体的なかたちとして、『関西華文時報』では読者の共感を誘うために母語で表現された読者の文章や詩歌の採用が極めて多い。これは、エスニック・マイノリティ集団内における基盤である母語使用権を確保するといえる。さらには、『関西華文時報』による上記の機能によって、日本の主流社会に対してマイノリティ側から主張する権利（発言権）も可能になった。エスニック・メディアの賞罰機能としては、『関西華文時報』は日本社会の各領域でしっかり奮闘している在日チャイニーズや、日中交流に貢献している人びとを自グループにおける模範的な著名人やロール・モデルとみなして、肯定的な評価を与えながら記録している<sup>56)</sup>。世論唱導機能として、『関西華文時報』は在日チャイニーズの犯罪行為や不適切な行動に対する批判によって、集団内部の世論を喚起し同胞の行動を矯正する。そして、2002年から2007年まで、『関西華文時報』は中国語圏文化の異質性を守るために、文化・言語教育に関わる組織・個人・イベント・投稿を積極的に掲載することを通して、中国語圏文化の特質（言語文字や哲学思想、伝統文化など）を保有することと主張している。これは、世論唱導・啓発機能とつながっており、集団内のナショナリズムや子どもたちのエスニック・アイデンティティの覚醒を促す作用も期待される。研修生・技能実習生の権利保護と中国帰国者に対する日本語習得支援も、世論唱導・啓発機能によって強化されることとなった。

次に集団間的機能について検討する。在日チャイニーズが日本社会に融合される程度が深化するにしたがって、2002年から2007年までの『関西華文時報』の記事の中には、在日チャイニーズと日本人との交流活動に関する報道がますます充実する様が見て取れる。これはマイノリティと日本の主流社会との相互理解が促されつつあることを示している。一方、関西在住の在日チャイニーズと他の外国人グループとのつながりを証明できる記事はほぼないといえる。つまり、集団間的機能に関しては、『関西華文時報』は関西在住の在日チャイニーズと近隣住民の日本人との「架け橋」として働いているが、記事の中には自グループと日本人以外のエスニック・グループとの関係をそれほど重んじてはいない。また、『関西華文時報』は日本語能力が不足する人びとの「代弁」・意思伝達を代替する役割を果たしている。例えば、紙面に日本語欄を設置し、二ヶ国語（日本語と中国語）で在日チャイニーズの生活事情・日中交流・権利保護に関して法律的知識の普及を企図した記事が掲載されている。そして、『関西華文時報』自体も新聞社として通訳（有料）や法律相談（無料）・法律支援（有料）という事業を展開している。さらには、『関西華文時報』の記事が日本の大手メディアに取り上げられることによって、一般の日本人が在日チャイニーズの事

情を知るようになったケースもある<sup>57)</sup>。このように、『関西華文時報』の記事の中には在日チャイニーズが日本の主流社会で平等に扱われるという「文化的権利」が主張されている。

社会安定機能としては、『関西華文時報』は在日チャイニーズについて日中両国政府の政策に関する公的情報を頻繁に掲載して、彼らの主流社会の情報へのアクセス権を保障している。例えば、2004年はじめ、日本政府による留学生に対する在留資格審査の厳格化<sup>58)</sup>が在日中国人留学生の不安を引き起こした。『関西華文時報』は2004年の1年間、継続して日本の入国管理局の動向と留学生の心理状態を報道した<sup>59)</sup>。在日中国人留学生が無用の不安を抱かないですむように、『関西華文時報』の編集部は評論を掲載し、留学生のストレスを和らげた<sup>60)</sup>。また、『関西華文時報』は日本人に対して、在日チャイニーズの考えや行動の背景にある原因や思いを明らかにするような記事を掲載し、日本社会側にある猜疑心を減少させる役割も果たしたと言える。

ここまでの分析を、『関西華文時報』に備わるエスニック・メディアの社会的機能が在日チャイニーズの文化的権利の実現や具体化に関して果たす役割についてまとめると、表（次頁）のようになる。

ここまでエスニック・メディアの社会的機能を実証分析したが、マス・メディアとエスニック・メディアの機能的な類似性と差異について留意する必要がある。現代社会では、多様な社会構成員を統合することが求められ、主流社会の世論形成を担うマス・メディアさえもマイノリティを含む多様な意見を取り上げ、代弁機能や社会統合促進の役割を果たしている。他方で、マス・メディアは、主流言語による情報発信を特徴としており、結果として主流言語の運用能力が低いマイノリティを情報源としても読者としても疎外することもある。マス・メディアがマイノリティの存在や主張に配慮し報道することもあるが、あくまでもマジョリティが優位に立つ社会の現実に立脚し、マイノリティを円滑に主流社会に統合し主流社会の利益と安定を維持することが最優先される。すなわち、マス・メディアとエスニック・メディアは、メディアとして同じように「代弁機能」を有していても、立場・視角や最終的な利益を与える対象の相違によって、双方の報道記事の内実と重点が異なってくる。確かに、マス・メディアもエスニック・メディアも自身の機能を通じて社会的安定に貢献している。ただし、前述のようにマス・メディアは主流社会全体の視点から社会的安定と統合における役割を果たしているが、エスニック・メディアの「社会安定機能」としては、「社会的弱者」としてのマイノリティの立場から主流社会に排除されないためにマジョリティ側の情報を入手し自己利益の保護に努めるという「受け身」の側面がある。

本当の意味での文化多様性を実現するときは、単に外側から表面に現れる姿を説明・分析するのが不十分であり、内側から本心の声を自主的に表出するのは根本的な仕方なのである。本稿の事例分析を通じて明らかになったのは、エスニック・メディアは自グループの権利を守ることを本来的な機能として有しており、主流社会から疎外され不利益に直面する同胞の言葉にならない本音を取り上げやすいことである。また、本稿で取り上げた事例に見られるようなマイノリティが抱える困難や主流社会への適応に関わる報道内容の深刻度や継続性からしても、エスニック・メディアはマイノリティにとって特有のメリットを持つことは確かである。さらに、エスニック・メディアが、典型的な異文化交流メディアやマルチカルチュラル・メディアとして、マス・メディアからは得られない情報や視角

表：『関西華文時報』に備わる社会的機能と文化的権利のつながり

エスニック・メディアの社会的機能		『関西華文時報』に備わる機能	文化的権利の具体的な表現形態	「公共圏の多文化主義的な発展」の体现
集団内的機能	当該社会への適応促進機能としての機能	日本の主流社会への適応促進機能	知識や情報へのアクセス権	情報入手の対等性、非排除性・承認
	娯乐的・「昇華」的機能	読者の投書によって同胞の共鳴・共感を引き起こす機能	集団内での母語使用権、自グループ文化の異質性を伝承する権利、主流社会での発言権	母語の使用を基盤とするエスニック・マイノリティの文化伝承に対する承認
	賞罰機能	自グループの行為の激励・矯正機能	主流社会における同胞の行為（不法行為や正しい行為、またそれに対する賞罰）の知る権利・自グループ文化の異質性を伝承する権利	非排除性、エスニック・マイノリティの文化異質性に対する承認
	世論唱導	啓発機能	文化的権利の保護意識の覚醒	コミュニケーション・社会的地位の対等性
集団間的機能	自グループと当該社会のマジョリティをつなぐ	日本の主流社会との「架橋」機能	日本の主流社会で平等に扱われる権利	対話性、コミュニケーション・社会地位の対等性、非排除性・承認
	自グループと当該社会の様々なグループをつなぐ	×	×	×
	代弁機能	日本語能力の低い同胞の意思を伝える機能	意思疎通の支援・日本の主流社会で平等に扱われる権利	対話性、コミュニケーションと社会的地位の対等性
社会安定機能	公的、フォーマルな情報を提供し、人々が混乱に陥るのを防ぐ役割	公的情報を公布する機能	情報へのアクセス権	情報入手の対等性、非排除性
	自グループの考えや行動を明らかにして、あらぬ疑いをかけられる可能性を減らし、そのぶん対立・抗争の起こる危険性を減少させる	同胞の行為を説明する機能	日本社会で平等に扱われる権利	非排除性

注：×は該当する機能がないことを示す。

出所：白水（1996）が提起したエスニック・メディアの社会的機能に基づき、筆者による加筆・修正。

を提供し続ければ、上述の「架橋」機能によって日本社会の多文化化に寄与することになる。

## おわりに

21世紀に入り、「文化的権利」は学術用語として、日本国内でも研究者に注目されている。しかし現実には「文化的権利」は抽象的で、把握しにくい。多文化共生を確実に進めるためには、マジョリティとマイノリティを媒介するエスニック・メディアの社会的機能を利用して、エスニック・マイノリティの「文化的権利」に含まれる権利の具体的な実態を検討する必要がある。本稿は、関西地域のチャイニーズメディア（『関西華文時報』）の

事例研究に基づき、エスニック・メディアが自身の社会的機能を通じて在日チャイニーズの「文化的権利」を記事の中で具体的に実現可能なかたちに移し替えて主張する様を検討した。

また、事例分析によって、様々な在留資格を持つ人々に対して、彼らに見合った文化的権利の保護に注意を払うべきことが示唆された。経済的・文化的な来日背景の相違のために、エスニック・グループの内部においてすら文化的権利への要求には格差・差異がある。例えば、研修生・技能実習生や留学生などの一時的滞在資格を持つ在日チャイニーズは、日本語運用能力が低いために、日本の主流社会とのコミュニケーションが困難である。彼らにとっては、日本の主流社会の情報へのアクセス権（母語使用権や母語翻訳の必要性が浮きぱりになった）と日本語による支援を受ける権利を相対的に重視し、日本語能力の不足を指摘されるなどして差別感に悩む傾向がみられる<sup>61)</sup>。他方では、長期滞在資格を持つ在日チャイニーズは日本語運用能力にさほど苦勞はしないものの、日本文化と中国語圏文化をいかに両立させて日本社会で生きていくのが課題となる。日本の主流社会のなかで自らが生存している空間の一隅においては、母語使用権や母文化、エスニック・アイデンティティが他のグループの人びと（特に日本人）によって尊重される権利を要請するのである。さらには、日本育ちの在日チャイニーズの子どものほうは、母語や母文化、エスニック・アイデンティティに対する取捨選択の難題に直面するケースが多い。本稿で検討したエスニック・メディアは、来日経緯が異なる人々が要求する文化的権利に関して、報道する側の力点に差異があることを示している。このように、エスニック・メディアは自身の集団内的機能によって、種々の来日背景を持つ同胞を繋げ、集団内分断を防いでいる。

本稿は、エスニック・メディアが社会的機能を通じて、エスニック・マイノリティの具体的な文化的権利の実現に向けた役割を果たす可能性を明らかにした。その一方で、本稿が取り上げた『関西華文時報』を典型例として、エスニック・メディアは読者層が狭く、発行部数や頒布場所が限られるという限界も浮き彫りにした。そのために、マイノリティの文化的権利を確保する時に、主流社会へ強い影響力を持つマス・メディアの役割と政府による公的政策の導入が要請されているのである。

グローバル化の流れのなかで、ヒトの国際移動は不可避となった。こうした背景により、文化的多様性の尊重を基盤とした在日外国人の文化的権利への承認は、日本が本格的な「多文化共生」社会に入るうえで不可欠なものである。そのためにも、エスニック・メディアの権利保護をめぐる各種メディアの今後の発展が重要な意味を持つように思われる。

※本論文は、島根県立大学北東アジア地域研究センター競争的課題研究助成金を受けた研究成果の一部である。記して、感謝申し上げたい。

## 注

- 1) 多文化共生とは身体的特徴、エスニック、宗教、言語、年齢、性差、職業など様々なレベルの異なる文化を持つ人々が、その差異を受け入れ、相互の存在を尊重しつつ助け合って地域社会を形成することである（鈴木・島崎2006：57）。
- 2) 法務省ウェブサイト「外国人の人権を尊重しましょう」 [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00101.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html)（最終アクセス2018年8月17日）
- 3) 本稿で扱うエスニック・メディアは、「当該国内に居住するエスニック・マイノリティの人々に

よってそのエスニシティのゆえに用いられる、当該国内で編成・制作される情報」である（白水2004：23-24）。エスニック・メディアの形態としては、新聞・雑誌の印刷メディア、テレビ・ラジオの放送メディアのほか、インターネット・メディアも登場している。本稿は、歴史的に定着した形態である新聞紙に着目する。

- 4) 本稿では研修生・技能実習生問題、中国語圏文化・言語教育及び帰国者問題をエスニック・メディアにおける「文化的権利」確保の事例として研究対象とするが、彼らの滞在期間、在留資格、来日の経緯が多様であるために、チャイニーズ（Chinese）で総称し、彼らを対象としたエスニック・メディアをチャイニーズメディアと呼称する。
- 5) 総務省ウェブサイト——「多文化共生の推進」 [http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/chiho/02gyosei05\\_03000060.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html)（最終アクセス2018年8月17日）
- 6) 国連国際移住機関（IMO）は、移住を「国内移動を含め、自発的に他の居住地に移動すること」と定義する。国際移民の正式な法的定義はないが、国連経済社会局統計では、法的地位や移動理由に関わらず「通常の居住地以外の国に移動し、少なくとも12ヶ月間当該国に居住する人のこと（長期の移民）」だとされる。国際移住機関駐日本事務所ウェブサイト参照。www.iomjapan.org（最終アクセス2018年9月3日）
- 7) 経済協力開発機構（OECD）の国際移住データベース（International Migration Database）は、OECD加盟35カ国に1年間に流入する外国人移住者を集計している。2016年、日本に流入した外国人移住者は42万7千人でOECD加盟国中、アメリカ、ドイツ、イギリスに次いで4番目に多くなっている。<http://www.oecd.org/els/mig/keystat.htm>（最終アクセス2018年9月3日）
- 8) 近藤によれば、政治参加・労働参加・家族呼び寄せ・永住許可・国籍制度の見直しは、日本社会における多文化共生政策をめぐる課題になっている（近藤2010：51）。
- 9) シティズンシップ（市民権）概念について、イギリスの社会学者 T.H. マーシャル（Thomas Humphrey Marshall）は、18世紀から20世紀にかけての「シティズンシップ（市民権）」の発展の軌跡をたどり、市民権を「市民的」、「政治的」、「社会的」に分類した。市民的権利は、個人的自由権（人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産所有の自由）を指す。政治的権利は、集団の成員として政治権利を行使する権利、参政権である。社会的権利は、経済的福祉と安全を請求する権利や社会的財産を共有する権利で、教育システムや社会福祉サービスに対応する。こうした市民権の発展は、近代国民国家の成立と密接に関連し、比較的均質な文化、言語や宗教を共有した共同体としての国民国家の存在が背後に想定されていた。しかし、近年の多文化社会化という世界的な潮流により領域内での文化・言語の同質性という前提が見直され、文化の多様性を前提とした「文化的権利」が要請されることになる（毛利2011：80）。
- 10) 白水や段の先行研究は、「中国系メディア」、「中国語メディア」という呼称を採用している。
- 11) 1998年6月、ブラジル人女性が、静岡県浜松市内の宝石店で入店拒否に遭い、「人種差別」だとして静岡地方裁判所浜松支部に提訴し、1999年10月勝訴した（田中2013：158）。
- 12) 2004年10月、大阪府下の眼鏡店で入店拒否に遭ったアフリカ系アメリカ人男性は、侮辱容疑で店主を大阪府警に刑事告訴するとともに、損害賠償を求める民事訴訟を大阪地方裁判所に提訴した。一審では敗訴したが、2006年10月、大阪高裁は「差別的意図は認められないが、原告を追い払う身ぶりをするなど理不尽な行為があった」と判断し、原告男性の一部勝訴となった。また、裁判長は一審判決と同様に「（原告が）日本語を正確に聞き取れなかった可能性もある」と指摘した（田中2013：159、『朝日新聞』2006年10月19日）。

- 13) 2013年3月、広島県江田島市のカキ養殖会社で中国人技能実習生が社長ら2人を殺害、7人に重軽傷を負わせ、広島地裁は求刑通り無期懲役を言い渡した（『朝日新聞』2015年3月14日）。
- 14) 法務省プレスリリース「平成29年末現在における在留外国人数について（確定値）」 [http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00073.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00073.html)（最終アクセス2018年8月17日）
- 15) 例えば、日中交流研究所所長の段躍中（2003）、白水繁彦（2004）のチャイニーズ向けメディアの事例、小野善邦編（2007）所収「中国・国際コミュニケーションの新動向」などがある。
- 16) チャイニーズ・ニューカマーは、戦前に来日したオールドカマーである華僑華人と対比され、1978年の「改革開放」政策をきっかけにして来日が増加した中国にルーツを持つ人々を指す（劉昊2017：28）。
- 17) 本稿は、『関西華文時報』の記事を実例として引用する際、『関西華文時報』通号9号（2003年4月1日）、3頁を『関西』No.9-20030401-p3と表記する。
- 18) 1993年に創設された「外国人研修・技能実習制度」のもとでの研修生・技能実習生を指す。これは、労働関係法規が適用されない「研修生」から労働関係法規が適用される「技能実習生」に移行する制度である。なお、2009年の出入国管理及び難民認定法（入管法）改正により、入国当初から「技能実習」の在留資格が付与されるとともに労働関係法令が適用される「外国人技能実習制度」（2010年7月から施行）に一本化された。
- 19) 日本では、外国にルーツを持つ子どもが教育を受ける場としては、インターナショナル・スクール、エスニック学校（民族学校）、日本の公立小・中学校がある。一般に日本の公立小・中学校では、外国ルーツの子どもの受け入れ体勢が不十分で、多言語教科書や日本語支援の提供は受け入れ学校によりまちまちである。また、日本の公立小・中学校では「国際理解教育」が実施されてはいるものの、クラス内・学校内の外国ルーツの子どもの存在を前提とした多文化教育の意識的な実施は至っておらず、外国ルーツの子どもにとっては単なる適応教育として行われるのが現状である（佐久間2011：83-85）。結局、外国ルーツの子どもは、どの学校で学ぶかによってエスニシティと日本文化の受容に関わる取捨選択をしなければならず、彼らのアイデンティティに影響を与える可能性が高い。
- 20) 外国人の子どもは、日本国憲法の定める義務教育への就学義務はないが、公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合には、国際人権規約なども踏まえて日本人児童生徒と同様に無償で受け入れることが文部科学省の方針で定められている。文部科学省ウェブサイト「外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入について」 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/009/005.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/009/005.htm)（最終アクセス2018年8月17日）
- 21) 本稿では、中国大陸、台湾、香港、マカオ、アジア地域に広がる中国語圏の文化を「中国語圏文化」と総称する。団体名や学校名、行事の名称に「中華」や「華文」が含まれる場合はそのまま使用する。
- 22) 中国帰国者支援・交流センター <http://www.sien-center.or.jp/about/whats/index.html>（最終アクセス2018年9月8日）
- 23) 「中国残留邦人国家賠償請求訴訟」2002年2月20日第1回公判 意見陳述要旨を参照。 [http://www.kikokusha.com/sub/chisai\\_20020220.html](http://www.kikokusha.com/sub/chisai_20020220.html)（最終アクセス2018年9月4日）
- 24) 『関西華文時報』（『関西』No.7-20030201-p7&8、『関西』No.10-20030501-p10）と、『中国残留邦人（「中国残留孤児」「中国残留婦人」等）の国家賠償請求訴訟・判決要旨～2006年2月15日、東京地方裁判所で第一審の判決～』（[http://www.kikokusha.com/sub/headnote\\_20060215.html](http://www.kikokusha.com/sub/headnote_20060215.html) 最終アクセス2018年9月4日）を参照。

- 25) 白水 (1996) 掲載の「主要エスニック・メディアのダイレクトリリー (付録)」を参照。
- 26) 内閣府「外交に関する世論調査」によれば、「中国に親しみを感じる」者の割合及び「日中関係が良好だと思う」者の割合は、2002年度調査ではそれぞれ45.6%、47.2%であり、2007年度調査ではそれぞれ34.0%、26.4%であった。他方、2010年度～2017年の同調査の平均値は、「中国に親しみを感じる」者の割合は18.2%、「日中関係が良好だと思う」者の割合は11%であり、2010年代の日中関係の冷却化を反映した世論調査結果が伺える。内閣府「外交に関する世論調査」各年度版 <https://survey.gov-online.go.jp/index-gai.html> 最終アクセス2018年9月8日。
- 27) 『関西』No.9-20030401-p24&25&26、『関西』No.10-20030501-p24&25、『関西』No.21-20040115-p10、『関西』No.23-20040215-p9、『関西』No.28-20040501-p5、『関西』No.33-20040715-p15、『関西』No.34-20040801-p19、『関西』No.56-20050701-p11、『関西』No.111-20071015-p4
- 28) 研修生・技能実習生などの未熟練外国人単純労働者は、主流社会の社会的弱者として同化的・排他的ナショナリズムの圧力を受けることになる (関根2005: 341)。
- 29) 『関西』No.9-20030401-p4、『関西』No.23-20040215-p1、『関西』No.38-20041001-p9、No.67-20051215-p18
- 30) 例えば、RINK (すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)。
- 31) 『関西』No.22-20040201-p6、『関西』No.23-20040215-p7
- 32) 『関西』No.30-20040601-p1&2、『関西』No.31-20040615-p1
- 33) 『関西』No.30-20040601-p4
- 34) 例えば、『朝日新聞』2004年05月28日付け記事によれば、女性研修生らが居住する園芸会社 (徳島市) の寮に無断で監視カメラを設置したとして、徳島県警は軽犯罪法違反 (のぞき) の疑いで、同社社長を徳島地検へ書類送検した。
- 35) 『関西』No.9-20030401-p3、『関西』No.47-20050215-p8、『関西』No.48-20050301-p20、『関西』No.66-20051201-p8、『関西』No.78-20060601-p6
- 36) 『関西』No.4-20021101-p8
- 37) 『関西』No.4-20021101-p32、『関西』No.5-20021201-32、『関西』No.8-20030301-p32、『関西』No.10-20030501-p28、『関西』No.20-20040101-p18、『関西』No.22-20040201-p12、『関西』No.44-20050101-p10、『関西』No.58-20050801-p29、『関西』No.65-20061115-p1&32、『関西』No.109-20070915-p5、『関西』No.110-20071001-p7
- 38) 『関西』No.6-20030101-p5
- 39) 『関西』No.5-20021201-p32、『関西』No.7-20030201-p28~30&32、『関西』No.8-20030301-p32、『関西』No.9-20030401-p28、『関西』No.10-20030501-p28
- 40) 『関西』No.6-20030101-p5、『関西』No.8-20030101-p1、『関西』No.10-20030501-p28、『関西』No.12-20030701-p28、『関西』No.43-20041215-p6、『関西』No.46-20050201-p4
- 41) 『関西』No.39-20041015-p13
- 42) 『関西華文時報』は2002年11月1日 (通号4号)、2002年12月1日 (通号5号) では朱友外国語学園の開園を報道した。
- 43) 『関西』No.42-20041201-p8、『関西』No.44-20050101-p7&10&30、『関西』No.46-20050201-p4、『関西』No.48-20050301-p7、『関西』No.91-20061215-p12、『関西』No.96-20070301-p17、『関西』No.97-20070315-p4、『関西』No.111-20071015-p5
- 44) 『関西』No.7-20030201-p7&8、『関西』No.10-20030501-p10

- 45) 『関西』 No.7-20030201-p6&7、『関西』 No.11-20030601-p10、『関西』 No.31-20040615-p28、『関西』 No.93-20070115-p4&10、『関西』 No.114-20071201-p1
- 46) 『関西』 No.8-20030301-p4、『関西』 No.39-20041115-p10
- 47) 『関西』 No.8-20030301-p4、『関西』 No.41-20041115-p10
- 48) 『関西』 No.57-20050715-p5
- 49) 『関西』 No.57-20050715-p5&11、『関西』 No.60-20050901-p11、『関西』 No.62-20051001-p10、『関西』 No.63-20051015-p10、『関西』 No.65-20051115-p11、『関西』 No.66-20051201-p10、『関西』 No.69-20060115-p7
- 50) 『関西』 No.60-20050901-p11、『関西』 No.69-20060115-p7
- 51) 『関西』 No.65-20051115-p11
- 52) 2005年7月6日の大阪地裁判決及び2006年12月1日の神戸地裁判決は、日本語運用能力の不足による中国帰国者たちの日本社会での就職難、生活水準の低下及び地域社会における疎外感・孤立感などの不利益を事実として認定した。一方、二つの判決は事実認定に対して把握の重点が異なっており、帰国者の文化的権利にかかわる被害に対する認識の程度も異なっている。大阪地裁判決で原告ら（帰国者）は、「日本において、日本人として人間らしく生きる権利」を侵害されたと主張した。これは、政府の先行行為（棄民行為と冷淡な支援策）のために、帰国者の日本人としての社会・文化的内面（母語能力・アイデンティティ）が剥奪され、しかも日本に帰国した後にさらに主流社会との文化的差異に直面して主流社会から周縁化され、「外国人（中国人）」扱いを受け、排除されてしまった、という文化的要素に関わる権利の損害を指すと思われる。これに対して大阪地裁判決は、帰国者たちが直面している言語面、就職面及び地域参加などの被害を画一的に通常の戦争損害ないし戦争犠牲に属するものであると判断した。その上、原告らが主張している権利の内容が具体性を欠き、明確ではないとして、権利の存在を否定した。つまり「文化的権利」それ自体は、抽象的で把握しにくく、曖昧に見えるという特徴をもっている。しかも法律上明文化されていないことにより、実際の権利主張において承認されにくい。結局、ある意味では「文化的権利」を主張することこそが、マイノリティを社会的弱者の地位においてしまうといえる。大阪地裁判決は、政府の支援行為に対する事実認定を優先させ、帰国者が遭遇した既存法令に依拠しにくい「文化的権利」なる損害を看過した。これに対して神戸地裁判決は、原告ら個々の具体的な被害に基づき、帰国者たちの言語上の不利益とそれに伴う生活基盤の脆弱性や疎外感・孤独感・自尊心の損害などの精神的苦痛という「文化的権利」に連なる要素を司法判断に採用した。加えて、精神的苦痛と政府の不作为との因果関係を考慮したうえで、政府が早期帰国支援義務と自立支援義務（日本語の修得、就労・職業訓練、自立までの生活保持に向けた支援策）の懈怠によって帰国者たちに生じた損害を賠償する責任を負うと判断した。以上の「文化的権利」に対する把握の相違によって、判決結果に差異が生じている。
- 53) 『関西』 No.91-20061215-p7
- 54) 『関西』 No.93-20070115-p4&10、『関西』 No.94-20070201-p6、『関西』 No.96-20070301-p11、『関西』 No.98-20070401-p6、『関西』 No.102-20070601-p13、『関西』 No.105-20070715-p2、『関西』 No.106-20070801-p9、『関西』 No.114-20071201-p1
- 55) 黒瀬道子氏とのインタビュー（2016年4月8日）に基づく。
- 56) 『関西』 No.44-20050101-p7、『関西』 No.57-20050715-p21&32、『関西』 No.97-20070315-p4
- 57) 先述のように『関西華文時報』で報道された徳島女性研修生に対する人権損害事件が、朝日新聞の報道によって外国人研修生の境遇や背景に関する関心を高めるきっかけとなった。

- 58) 治安に対する日本国民の不安増大が指摘され、その原因の一つとして不法滞在者問題が認識された。その対策として、2003年末から留学生に対する在留資格の審査が厳格化し、2004年12月2日に出入国管理及び難民認定法（平成16年改正）が施行された。
- 59) 『関西』 No.20-20040101-p1、『関西』 No.26-20040401-p15、『関西』 No.32-20040701-p1
- 60) 『関西』 No.21-20040115-p2、『関西』 No.23-20040215-p2、『関西』 No.35-20040815-p2
- 61) 『関西』 No.23-20040215-p9、『関西』 No.35-20040815-p2、『関西』 No.56-20050701-p11

## 参考文献・資料

- NPO法人中国帰国者の会ウェブサイト「中国残留邦人国家賠償請求訴訟」2002年2月20日第1回公判意見陳述要旨 [http://www.kikokusha.com/sub/chisai\\_20020220.html](http://www.kikokusha.com/sub/chisai_20020220.html)（最終アクセス2018年9月4日）
- Will Kymlicka, 1995 *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford University Press = 石山文彦・山崎康仁 監訳『多文化時代の市民権—マイノリティの権利と自由主義』晃明書房, 1998年
- 伊豫谷登士翁「シティズンシップからみた「多文化共生」の両義性（特集 東アジアにおける人の移動と多文化共生）」日中社会学会『21世紀東アジア社会学』（7），2015年，3-12頁
- 岩淵功一「多文化社会のメディア：文化シティズンシップの実践に向けて（〈特集〉多文化社会とメディア）」日本マス・コミュニケーション学会『マス・コミュニケーション研究』79（0），2011年，5-25頁
- 小野善邦 編集『グローバル・コミュニケーション論——メディア社会の共生・連帯をめざして』世界思想社, 2007年
- 金侖貞「地域社会における多文化共生の生成と展開、そして、課題」『自治総研』（392），2011年，59-82頁
- 近藤敦「日本在住外国人に関する法制度」日本学術会議『学術の動向』編集委員会『学術の動向』14（12），2009年，20-30頁
- 近藤敦「多文化共生社会の法制度」『中部圏研究』中部圏社会経済研究所, 2010年，47-54頁
- 佐久間孝正『外国人の子どもの教育問題——政府内懇談会における提言』勁草書房, 2011年
- 白水繁彦編『エスニック・メディア多文化社会日本をめざして』明石書店, 1996年
- 白水繁彦『エスニック文化の社会学』日本評論社, 1998年
- 白水繁彦『エスニック・メディア研究——越境・多文化・アイデンティティ』明石書店, 2004年
- 塩原良和「多文化主義におけるメディアの公共性」日本学術会議『学術の動向』編集委員会『学術の動向』16（1），2011年，71頁
- 塩原良和『共に生きる——多民族・多文化社会における対話』弘文堂, 2012年
- 鈴木裕久・島崎哲彦『新版・マス・コミュニケーションの調査研究法』創風社, 2006年
- 関根政美「多文化国家における移民政策のジレンマ：新自由主義・民主主義・多文化主義（〈特集〉グローバル化と現代社会）」社会学評論 56（2），2005年，329-346頁
- 関根政美「多文化社会オーストラリアのシティズンシップ・テスト」日本学術会議『学術の動向』編集委員会『学術の動向』14（10），2009年，22-35頁
- 総務省ウェブサイト——「多文化共生の推進」[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/chiho/02gyosei05\\_03000060.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html)（最終アクセス2018年8月17日）

- 田村太郎・北村広美・高柳香代『多文化共生に関する現状およびJICAでの取り組み状況にかかる基礎分析』（平成18年度独立行政法人国際協力機構客員研究員報告書）国際協力機構国際協力総合研修所，2007年
- 田中宏『在日外国人：法の壁、心の溝』岩波新書，2013年
- 高梨成子「在日外国人と異文化コミュニケーション」白水繁彦編『エスニック・メディア多文化社会日本をめざして』，1996年，245-266頁
- 段躍中『日本の中国系メディア研究——1985～1994』北溟社，2003年
- 中国华文教育网 <http://live.hwjyw.com/courselist.jspa?nodeid=12&perPage=4>（最終アクセス2018年9月15日）
- 中国帰国者支援・交流センター <http://www.sien-center.or.jp/about/whats/index.html>（最終アクセス2018年9月8日）
- 津田正太郎「ナショナリズムの生成および再生産過程におけるマス・メディアの役割：ナショナリズム概念の再検討による新たな視座の探求」『マス・コミュニケーション研究』No.70，2007年，195-211頁
- 唐燕儿・程辰《华文教育与华文教学：差异与关系之辩》《华南师范大学学报》No.2，2012年，40-44頁  
文部科学省ウェブサイト「外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入について」[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/009/005.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/009/005.htm)（最終アクセス2018年8月17日）
- 内閣府ウェブサイト <http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-jinken/>（最終アクセス2018年9月14日）
- 中島眞一郎「研修生・技能実習生の国際的な権利保障へ向けて——日本と送出国での取り組みについて」移民政策学会『移民政策研究』2，2010年，140-158頁
- 中野克彦「エスニック・メディアの展開と日本社会：1896年～1999年の考察」立命館大学国際言語文化研究所『国際言語文化研究紀要』11（3），1999年，141-157頁
- 日本学術会議ウェブサイト <http://www.scj.go.jp/ja/scj/>（最終アクセス2018年8月17日）
- 藤田結子「グローバル時代におけるエスニック・メディアの社会的機能——ニューヨーク市の日系新聞読者調査から」日本マス・コミュニケーション学会『マス・コミュニケーション研究』NO.64，2004年，121-134頁
- 法務省ウェブサイト「外国人の人権を尊重しましょう」[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00101.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html)（最終アクセス2018年8月17日）
- 法務省プレスリリース「平成29年末現在における在留外国人数について（確定値）」[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00073.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00073.html)（最終アクセス2018年8月17日）
- 町村敬志「エスニック・メディアの歴史的変容——国民国家とマイノリティの20世紀」『社会学評論』44（4），1994年，416-429頁
- 宮島喬『外国人の子どもの教育——就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会，2014年
- 毛利嘉孝「多文化社会における文化的市民権に向けて」日本学術会議『学術の動向』編集委員会『学術の動向』16（1），2011年，78-82頁
- 元百合子「マイノリティ権利宣言コメンタリー（逐条解説）について」『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』2003-2004年，39-44頁
- 山脇啓造「多文化共生社会の形成に向けて」日本移民政策学会編『移民政策研究』1，2009年，30-41頁

吉見俊哉「グローバル化するメディア社会と文化的市民権」日本学術会議『学術の動向』編集委員会『学術の動向』16(1), 2011年, 55頁

米倉律「多文化社会における放送の役割に関する調査・研究に向け」NHK放送文化研究所『放送研究と調査』58(11), 2008年, 68-75頁

米倉律「「多文化社会化」に放送はどう向き合うべきか(1):静岡県浜松市における「送り手」調査の結果を中心に」NHK放送文化研究所『放送研究と調査』59(10), 2009年, 56-67頁

劉昊「在日中国人ニューカマーと教育—非集住地域に着目して—」早稲田大学審査学位論文・博士(人間科学), 早稲田大学大学院人間科学研究科, 2017年

キーワード: エスニック・メディア、文化的権利、多文化共生、在日チャイニーズ

(Li Meng)